

農地中間管理事業規程の改定について

1. 改定の概要

借受希望者の募集は年3回（6月、9月、1月）としているが、新規の借受希望者に迅速な貸し付けを実施するため、募集を通年行うこととし、募集時期、募集期間の条項を改定する。

2. 新旧対照表

下線部は変更箇所

新	旧
<p>前文 【略】</p> <p>第1～第2 【略】</p> <p>第3 借受希望者の募集等</p> <p>(1) 借受希望者の募集は、<u>通年実施する。</u></p> <p>(2)～(4) 【略】</p> <p>(5) 募集は、インターネットの利用その他の方法により<u>告知する。</u></p> <p>(6)～(9) 【略】</p> <p>第4～第12 【略】</p>	<p>前文 【略】</p> <p>第1～第2 【略】</p> <p>第3 借受希望者の募集等</p> <p>(1) 借受希望者の募集は、<u>年3回(6月、9月、1月)実施する。</u> <u>この他に必要な場合には、追加をして募集を行うことができる。</u></p> <p>(2)～(4) 【略】</p> <p>(5) 募集は、インターネットの利用その他の方法により<u>告知し、30日以上</u> <u>の募集期間で行うものとする。</u></p> <p>(6)～(9) 【略】</p> <p>第4～第12 【略】</p>

附則

- 1 この規程は、平成30年6月4日から施行する。